
目安箱への投稿

■日付：2022/2/15

■件名：埋設物確認について

■ご意見・お問い合わせ

施工箇所が山岳地など、明らかに地下埋設物が無いと考えれる箇所でも、確認書が必要でしょうか？

■回答

工事関係書類等の適正化指針では「地下埋設物・架空線確認において、明らかに調査が不要と思われる関係機関への確認の有無については、事前に監督職員と協議し、確認を省略することができる。」としています。

なお、今後発注時の段階において明確なものは、特記仕様書に明記することとします。ただし、共通仕様書に、地下埋設物、架空線等上空施設の調査が記載されていることもあり、従来どおり確認をお願いします。